

我が国の火山噴火の予知及びその対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年十月八日

浜田和幸

参議院議長 山崎正昭殿



## 我が国の火山噴火の予知及びその対策に関する質問主意書

平成二十六年九月に起こった御嶽山の噴火により大きな人的被害が生じたことは、我が国の国民に鮮烈な印象を与えた。我が国は世界有数の火山国であり、世界の約一割に当たる百以上の活火山が分布している。火山の噴火を防止することはできないため、日常的な観測により火山の活動状態を的確に把握し、可能な限りの噴火予知を実現し、事前に防災対策を整える必要がある。

このような観点から、以下質問する。

一 現在、我が国における活火山の数を示されたい。

二 現在の我が国の火山の日常的な観測体制について、予算、人員など政府の取組及び現状に対する政府の認識を示されたい。

三 現在の我が国の火山の噴火予知体制について、予算、人員など政府の取組及び現状に対する政府の認識を示されたい。

四 現在の我が国の火山噴火に対する防災体制について、予算、人員など政府の取組及び現状に対する政府の認識を示されたい。

五 富士山は活火山の一つであるが、富士山が噴火した場合、どのような被害が生じると想定しているのか、政府の見解を示されたい。

六 富士山の噴火に対する防災対策として、政府はどのような取組を行っているのか、具体的に示されたい。

右質問する。